

戸建て木造住宅耐震改修工事等の費用の一部を補助します



#### 【御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業】

町では、戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、住宅の耐震診断、耐震設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事に必要な費用の一部を予算の範囲内で補助します。

※交付決定通知日より前に契約をすると、補助が受けられなくなります。

#### ■補助対象住宅（次のすべての要件を満たす住宅が対象）

- ・御船町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの  
(併用住宅の場合、店舗等の床面積が延床面積の2分の1未満のもの)
- ・在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3階以下のもの
- ・昭和56年5月31日以前に着工したものまたは平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの
- ・建築基準法に係る違反がないもの
- ・所有者が町税を滞納していないこと 等

#### ■交付対象事業および補助金額

##### ①耐震診断

補助対象経費の3分の2以内（上限6万8,000円）

##### ②耐震改修設計

補助対象経費の3分の2以内（上限20万円）

※耐震設計に伴う耐震診断に要する費用も含む

③耐震改修工事（耐震改修工事および工事監理）

補助対象経費の2分の1以内（上限60万円）

※耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

④耐震シェルター工事

補助対象経費の2分の1以内（上限20万円）

※昭和56年6月1日以降に着工した住宅については、次のいずれかに該当するもの

- ・災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、「全壊」または「大規模半壊」と認定されたもの
- ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

※耐震シェルターとは、住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間を作るものです。

⑤総合支援メニュー（耐震改修設計+耐震改修工事）

補助対象経費の80%以内（上限100万円）

※耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

⑥総合支援メニュー（建替え工事）

補助対象経費の80%以内（上限100万円）

※耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの、および、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの

■申込受付期間

令和6年6月3日<sup>月</sup>～11月29日<sup>金</sup>（土・日・祝日を除く）

※交付申請書等の必要書類を期間内に提出してください。

■申込先

〒861-3296 上益城郡御船町大字御船 995-1

御船町役場 建設課 都市計画係 ☎282-1312

※ 申請書類は受付場所で直接受取もしくは御船町ホームページよりダウンロードできます。

※ 従来の制度と変更点はありません。